

川崎市地域子育て支援センター事業実施要綱

平成17年4月1日付局長決裁

17川健こ計第262号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項及び地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成26年雇児発0529第18号通知。以下「要綱」という。）に基づき本市が実施する川崎市地域子育て支援センター事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般型地域子育て支援センター 要綱に基づき実施する事業のうち、認可保育所、幼保連携型認定こども園等において実施する事業
- (2) 連携型地域子育て支援センター 要綱に基づき実施する事業のうち、こども文化センターの遊戯室等において実施する事業

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に委託して実施することができる。

(実施場所)

第4条 事業の実施場所は、別表に掲げる児童福祉施設等とする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談及び援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上の実施とする。）
- (5) 地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生、大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組の実施

2 前項の事業の内容のうち、一般型地域子育て支援センターにおいては同項第1号から第4号までの内容を実施するものとし、連携型地域子育て支援センターにおいては同項第1号から第5号までの内容を実施するものとする。

(実施方法等)

第6条 事業は、原則として、一般型地域子育て支援センターにおいては週5日かつ1日5時間以上実施するものとし、連携型地域子育て支援センターにおいては週3日かつ1日3時間実施するものとする。

(事業実施担当者の配置)

第7条 乳幼児及びその保護者の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の事業実施担当者を、一般型地域子育て支援センターにおいては2名以上、連携型地域子育て支援センターにおいては1名以上配置するものとする。

(利用対象者)

第8条 事業の利用対象者は、原則として市内に居住する未就学児童とその保護者、子育て支援を行う者（子育て支援を始めようとする者も含み、営利を目的とした活動を行う者を除く。）等とする。

(保育所等の指定)

第9条 認可保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）において一般型地域子育て支援センターを実施しようとする場合は、市長は、当該保育所等を指定するものとする。

2 前項の規定により市長が指定する保育所等（以下「指定保育所等」という。）

は、次に掲げる要件のいずれも満たしていなければならない。

(1) 一時保育、休日保育又は長時間延長保育を積極的に実施していること。

(2) 事業を実施するためのスペースを保有していること。

(指定保育所等の指定及び指定申請の審査・決定)

第10条 前条の規定により保育所等の指定を受けようとする法人等は、地域子育て支援センター事業実施保育所等指定申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、法人等から前項による申請があったときは、要綱等に基づき審査し、その結果を、地域子育て支援センター事業実施保育所等指定決定通知書（第2号様式）により法人等に通知するものとする。

(指定保育所等の解除)

第11条 市長は、指定保育所等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地域子育て支援センター事業実施保育所等指定解除決定通知書（第3号様式）により指定を解除することができる。

(1) 第9条に規定する指定要件を欠くとき。

(2) その他市長が認めたとき。

(事業実施計画)

第12条 事業の実施委託を受けた法人等（以下「受託法人等」という。）は、年間の地域子育て支援センター事業実施計画書を作成し、市長に報告しなければならない。

(事業実施報告)

第13条 受託法人等は、月ごとの事業実施状況を、地域子育て支援センター事業実施報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

(受託法人等の義務)

第14条 受託法人等は、事業を行うに当たって知り得た情報については、事業遂行以外に用いてはならない。

- 2 受託法人等は、事業の実施に当たり、区役所その他関係行政機関、児童福祉関連施設等と連携を密にし、事業が円滑に、かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(平成10年4月1日10川健育企第52号市長決裁)

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に効力を有する地域子育て支援センター事業委託契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 2 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別 表 (第4条関係)

	N0	支 援 セ ン タ ー 名	実 施 場 所
一 般 型	1	地域子育て支援センターおおしま	川崎区大島4-17-2 川崎区保育・子育て総合支援センター内
	2	地域子育て支援センターあいいく	川崎区本町1-1-1 川崎あいいく保育園内
	3	地域子育て支援センターあすなろ	川崎区日進町20-3 ゆめいく日進町保育園内
	4	地域子育て支援センターできの	川崎区出来野6-7 出来野ルーテル保育園内
	5	地域子育て支援センターふるいちば	幸区古市場1-1
	6	地域子育て支援センターかんがるー	幸区北加瀬1-31-5 どりーむ保育園内
	7	地域子育て支援センターぶるーべりー	幸区鹿島田1-21-8 ふくじゅ保育園内
	8	地域子育て支援センターゆずりは	幸区戸手2-12-10 かわの風保育園内
	9	地域子育て支援センターなかはら	中原区小杉陣屋町2-3-1 中原区保育・子育て総合支援センター内
	10	地域子育て支援センター虹・にじ	中原区木月祇園町17-2 すみよしのはら保育園内
	11	地域子育て支援センターちゃちゃ	中原区今井仲町5-31 ChaCha Children Imai 内
	12	地域子育て支援センターとも	中原区下新城1-15-3 田園調布学園大学みらいこども園内
	13	地域子育て支援センターかじがや	高津区梶ヶ谷4-12
	14	地域子育て支援センターたまご	高津区溝口4-19-2 みぞのくち保育園内
	15	地域子育て支援センターちとせやまゆり	高津区千年970-1 ちとせ山ゆり保育園内
	16	地域子育て支援センターそよかぜ	高津区久地3-13-1 うめのき保育園内
	17	地域子育て支援センターつちはし	宮前区土橋2-14-1 宮前区保育・子育て総合支援センター内
	18	地域子育て支援センター花の台	宮前区馬絹1-24-9 こどものいえもも保育園内
	19	地域子育て支援センターページブル	宮前区土橋3-1-6 さぎ沼なごみ保育園内
	20	地域子育て支援センターたつのこのこ	宮前区土橋4-7-1 たつのこのはら保育園内
	21	地域子育て支援センターつちぶち	多摩区生田2-14-5 多摩区保育・子育て総合支援センター内
	22	地域子育て支援センター宙(そら)	多摩区菅稲田堤1-17-25 星の子愛児園内
	23	地域子育て支援センター西しゅくマーノ	多摩区宿河原2-19-6 西しゅくマーノ保育園内
	24	地域子育て支援センターみなみゆりがおか	麻生区王禅寺西1-26-2
	25	地域子育て支援センターかるがも	麻生区上麻生3-22-14 あさのみ保育園内
	26	地域子育て支援センタートライアングル・ハグ	麻生区はるひ野2-7-1 はるひ野保育園内
	27	地域子育て支援センターゆりの音(ね)	麻生区百合丘1-18-3 至誠館ゆりがおか保育園内
連 携 型	28	地域子育て支援センターろば	川崎区桜本1-5-6 ふれあい館・桜本こども文化センター内
	29	地域子育て支援センターあさだ	川崎区浅田3-7-10 浅田こども文化センター内
	30	地域子育て支援センターとのまち	川崎区殿町1-18-13 殿町こども文化センター内
	31	地域子育て支援センターたじま	川崎区田島町20-23 田島こども文化センター内
	32	地域子育て支援センターおぐら	幸区小倉5-17-59 小倉こども文化センター内
	33	地域子育て支援センターさいわい	幸区戸手本町1-11-5 幸こども文化センター内
	34	地域子育て支援センターおおと	中原区上小田中2-24-1 大戸こども文化センター内
	35	地域子育て支援センターひらま	中原区上平間1323 平間こども文化センター内
	36	地域子育て支援センターみやうち	中原区宮内3-4-3 宮内こども文化センター内
	37	地域子育て支援センターしんまるこ	中原区新丸子町691-7 新丸子こども文化センター内
	38	地域子育て支援センターにしかせ	中原区西加瀬10-5 西加瀬こども文化センター内
	39	地域子育て支援センターしばくち	高津区子母口983 子母口こども文化センター内
	40	地域子育て支援センターひがしたかつ	高津区下野毛1-3-2 東高津こども文化センター内
	41	地域子育て支援センターかみさくのべ	高津区上作延5-26-55 上作延こども文化センター内
	42	地域子育て支援センターすえなが	高津区末長3-25-8 末長こども文化センター内
	43	地域子育て支援センターたいら	宮前区平2-13-1 平こども文化センター内
	44	地域子育て支援センターみやざき	宮前区宮崎1-7 宮崎こども文化センター内
	45	地域子育て支援センターのがわ	宮前区野川台1-25-23 野川こども文化センター内
	46	地域子育て支援センターにしきがおか	多摩区栗谷3-28-2 錦ヶ丘こども文化センター内
	47	地域子育て支援センターますがた	多摩区枳形6-3-1 枳形こども文化センター内
	48	地域子育て支援センターみなみすげ	多摩区菅馬場3-26-1 南菅こども文化センター内
	49	地域子育て支援センターなかのしま	多摩区中野島4-22-7 中野島こども文化センター内
	50	地域子育て支援センターかきお	麻生区上麻生7-18-32 柿生こども文化センター内
	51	地域子育て支援センターちよがおか	麻生区千代ヶ丘1-20-60 千代ヶ丘こども文化センター内
	52	地域子育て支援センターかたひら	麻生区片平5-25-1 片平こども文化センター内
	53	地域子育て支援センターおかがみ	麻生区岡上3-13-1 岡上こども文化センター内

第1号様式

年 月 日

川 崎 市 長 様

所 在 地
法人（団体）名
代 表 者 名

地域子育て支援センター事業実施保育所等指定申請書

川崎市地域子育て支援センター事業実施要綱に基づき、地域子育て支援センター事業の実施保育所等の指定を申請いたします。

1 実施保育所等

施 設 名			施設種類	
住 所	川崎市		施設長名	
面 積	(敷地) m ²	(延床) m ²	(事業実施場所) m ²	

2 開所日及び開所時間

開所日	
開所時間	(通常保育時間) (延長保育時間)

3 一時保育の実施状況

実施日		定員	
実施時間			

4 年齢別定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
人	人	人	人	人	人	人

5 職員配置状況

施設長	保育士	看護師	その他	合 計
人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()

注) () は非常勤職員を再掲で記入のこと。

6 事業担当（予定）者

氏 名	年齢	雇用形態	資格	子育て支援業務経験年数
		常勤・非常勤		年 月
		常勤・非常勤		年 月

7 事業実施（予定）日及び事業実施（予定）時間

実施日	
実施時間	

8 添付書類

- (1) 地域子育て支援センターの配置図
- (2) 事業担当（予定）者の履歴書及び資格がある場合には資格証明書の写し
- (3) 実施保育所等の職員名簿（雇用形態、職種を記載のこと。）

第2号様式

年 月 日

様

川崎市長

地域子育て支援センター事業実施保育所等指定決定通知書

年 月 日に申請がありました地域子育て支援センター事業実施保育所等の指定について、次のとおり承認・不承認することと決定しましたので通知します。

施設名		施設長名	
指定開始年月日	年 月 日		
備考			
(不承認の理由)			

第3号様式

年 月 日

様

川崎市長

地域子育て支援センター事業実施保育所等指定解除決定通知書

川崎市地域子育て支援センター事業実施要綱第11条に基づき、地域子育て支援センター事業実施保育所等の指定を次のとおり解除しますので通知します。

施設名		施設長名
指定開始年月日	年 月 日	
指定解除の理由		

(第4号様式)

(宛先)川 崎 市 長

年 月 日

地域子育て支援
センター名

実施場所(住所)

法人(団体)名

担 当 者 名

(一般型の場合は施設長名)

地域子育て支援センター事業実施報告書

川崎市地域子育て支援センター事業実施要綱第13条に基づき、年 月 の事業
実施状況について、次のとおり報告します。

1 利用人数及び実施日数

利 用 者 数			新規利用者数(再掲)			実施 日数 (開所日数)
大人	子ども	合計	大人	子ども	合計	
人	人	人	人	人	人	日

2 年齢別利用者数(子ども)

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人数	人	人	人	人	人	人	人

3 相談状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
来 所	人	人	人	人	人	人
電話等	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

4 講座・講習

(事業名・内容・参加者数)

5 計画書と異なる時間で運営した日【3月分の報告時のみ記入】

年月日	運営時間	理由
年 月 日	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	
年 月 日	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	
年 月 日	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	

6 年度の振り返り

【3月分の報告時のみ記入】

(1) 支援者としての役割

(2) 子どもの遊びと環境づくり

(3) 保護者との関係性の構築

(4) 地域の子育て関連情報の提供

(5) 情報発信